

阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日締結。以下「合意書」という。）に規定する阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。）の調達契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項の規定に基づく公有財産の取得、管理及び処分並びに不動産等の借受け及び借り受けた不動産等の管理等の契約（合意書1(1)に規定する契約。以下「調達契約等」という。）から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに町が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (2) 関係課等 契約執行事務を所管する課等をいう。
- (3) 排除措置 第4条、合意書1(7)①に規定する排除措置及び合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置、競争入札による契約又は随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (4) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者等をいう。

(報告・照会)

第3条 関係課等の長は、入札参加資格者等が排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、様式1により町長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた町長は、合意書3(1)に基づき、愛知県半田警察署長に対し、照会するものとする。

(排除措置)

第4条 町長は、入札参加資格者等が別表左欄に掲げる措置要件に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等に対し、阿久比町指名審査会等の決議を経て調達契約等から同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により、排除措置を行ったときは、排除措置通知書(様式2)により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の住所又は所在地、商号又は名称、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

4 町長は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、排除措置通知書(様式3)により、遅滞なく各課等の長に対して通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた各課等の長は、その内容を課員へ周知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 町長は、一般競争入札を行う場合において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

2 町長は、入札参加の資格確認を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該入札への参加資格確認を取り消すものとする。

3 町長は、落札者が落札した日から調達契約等の締結の日までの間に排除措置を受けたときは、当該落札者と調達契約等を締結しないものとする。

4 町長は、第2項の規定により入札参加の資格確認を取り消すとき又は前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を該当者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 町長は、指名競争入札を行う場合において、排除措置業者を指名しないものとする。

2 町長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 町長は、落札者が調達契約等の締結の日までの間に排除措置を受けたときは、当該落札者と調達契約等を締結しないものとする。

4 町長は、第2項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約等を締結しないときは、その旨を該当者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 町長は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(調達契約等の解除)

第8条 町長は、調達契約等の相手方が排除措置を受けた場合において、当該調達契約等の解除することができるよう措置を講じるものとする。ただし、別表第7号に規定する町長への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置については、この限りではない。

(排除措置の解除等)

第9条 町長は、排除措置業者から排除措置解除申出書(様式4)による排除措置解除の申出があったときは、愛知県半田警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 町長は、前項の規定により改善が認められるときは、阿久比町指名審査会等の決議を経て、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 町長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、排除措置解除(継続)通知書(様

式5)を通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定により、排除措置の解除を行うときは、各課等の長に対して、排除措置解除通知書(様式6)により通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた各課等の長は、その内容を課員へ周知するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町長は、この要領の運用にあたっては、愛知県半田警察署その他の関係機関との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にした行為に対する排除措置の適用については、阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱書(平成19年12月1日施行)の例による。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）</p>
<p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
<p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>
<p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>
<p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>
<p>7 調達契約等の相手方となる法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、町への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間</p>

様式 1 (第 3 条 関 係)

第 年 月 日 号

町 長 殿

部 課 長

疑 義 事 実 報 告 書

阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

住 所 又 は 所 在 地				
商号又は名称				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
排除措置対象 法人等に該当 すると疑うに 足る事実				
備 考				

担 当 課
電 話
内 線

様式 2 (第 4 条関係)

第 年 月 日 号

(住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

様

阿久比町長

排除措置通知書

このたび貴社(殿)を、「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

(ただし、当該排除措置期間が経過した後であっても、下記 2 の排除措置理由の事実が改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)

2 排除措置理由

3 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

本町で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

(2) 契約の締結及び解除

貴社(殿)との調達契約等は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社(殿)との調達契約等を解除することがあります。

4 その他

上記 2 の排除措置理由となった事実が改善された場合は、排除措置解除申出書(様式 4)により町長に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

注 「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」別表第 7 号による措置を行う場合は、「1 排除措置期間」のうち()内及び「3 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」並びに「4 その他」の文言は不要とする。

様式 3 (第 4 条関係)

第 年 月 日 号

各課等の長 殿

町長

排除措置通知書

「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので通知します。

記

1 排除措置業者

(住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

(ただし、当該排除措置期間が経過した後であっても、下記3の排除措置理由の事実が改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)

3 排除措置理由

4 排除措置内容

(1) 競争入札等への参加

本町で実施する調達契約等の競争入札及び見積競争に原則として参加することができません。

(2) 契約の締結及び解除

貴社(殿)との調達契約等は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社(殿)との調達契約等を解除することがあります。

注 「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」別表第7号による措置を行う場合は、「2 排除措置期間」のうち()内及び「4 排除措置内容」のうち(2)後段「また～」の文言は不要とする。

第 号
年 月 日

阿久比町長 殿

(住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名)

印

排除措置解除申出書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による
排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添
のとおり改善しましたので、排除措置を解除してください。

(連絡先)

様式 5 (第 9 条関係)

第 年 月 号
日

(住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者等職氏名) 様

阿久比町長

排除措置解除 (継続) 通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のありましたこのことについては、排除措置理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

(又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により、申出のありましたこのことについては、排除措置理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。)

様式 6 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

各課等の長 殿

町長

排除措置解除通知書

年 月 日付け 第 号の排除措置通知書により排除措置を受けた下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。

記

排除措置を解除する相手方

(住所又は所在地)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)